

職員の処分について

令和 8 年（2026 年） 6 月 2 5 日付で下記のとおり処分を行いました。

記

1 処分対象者及び処分の種類・程度

〈当事者〉

- こども未来部こども事業課市立こども園 会計年度任用職員
（保育教諭・女性・29 歳） 免職

〈管理監督者〉

- こども未来部こども事業課市立こども園 園長
（保育教諭・女性・53 歳） 訓告

2 処分事由等

令和 6 年（2024 年）秋頃、同僚職員の個人用ロッカーが未施錠であったことから、ロッカーを開け、当該職員のカバンに入っていた財布からクレジットカードを抜いたうえで写真を撮り、クレジットカードの情報を不正に取得した。そして、当該情報を不正に使用して同年 10 月から令和 8 年（2026 年）3 月までにかけて、584 件、総額 1,345,166 円の物品の購入等（インターネット通販サイト・宅配サービス・スポーツジムの利用等）の支払いにあてたことが下記に該当するため。

・地方公務員法第 29 条（懲戒）

第 1 項 「職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。」

- ・第 1 号「この法律…に違反した場合」
- ・第 3 号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があつた場合」

3 違反法令

・地方公務員法第 33 条（信用失墜行為の禁止）

「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」